『民法判例百選Ⅰ・Ⅱ［第9版］』訂正情報

2023/3/15
（2023/4/12 追記）
（2023/4/26 追記）
（2024/1/18 追記）

冊子版初刷に以下の誤りがありました。お詫びし，訂正いたします。

●Ⅰ巻 83 頁左段 19 行目（40 事件〈解説〉2 内）
［誤］判タ 826 号 215 頁
［正］判タ 826 号 125 頁

●Ⅱ巻 41 頁右段 34～35 行目（19 事件〈解説〉4 内）
［誤］根保証の資力
［正］根保証人の資力

●Ⅱ巻 77 頁左段 27 行目（37 事件〈解説〉2(3)内）
［誤］新聞 1388 号 28 頁
［正］新聞 1388 号 29 頁

●Ⅱ巻 87 頁左段 34 行目・38～39 行目（42 事件〈解説〉3 内）
［誤］民法 577 条 1 項
［正］民法 557 条 1 項

●Ⅱ巻 183 頁左段下から 4～3 行目（90 事件〈解説〉3(1)内）
［誤］潮見佳男『不法行為法Ⅱ〔第 2 版〕』［2011］392 頁
［正］潮見佳男『不法行為法Ⅰ〔第 2 版〕』［2009］392 頁

●Ⅱ巻 196 頁右段 20～26 行目（97 事件〈解説〉2 内）
［誤］「被害者に対する加害行為と被害者のり患していた疾患とがともに原因となって損害が発生した場合において，当該疾患の態様，程度などに照らし，加害者に損害の全部を賠償させるのが公平を失するときは，裁判所は，損害賠償の額を定めるに当たり，民法 722 条 2 項の過失相殺の規定を類推適用して，被害者の当該疾患をしんしゃくすることができる」
［正］「身体に対する加害行為と発生した損害との間に相当因果関係がある場合において，その損害がその加害行為のみによって通常発生する程度，範囲を超えるものであっ

て，かつ，その損害の拡大について被害者の心因的要因が寄与しているときは，損害を公平に分担させるという損害賠償法の理念に照らし，裁判所は，損害賠償の額を定めるに当たり，民法 722 条 2 項の過失相殺の規定を類推適用して，その損害の拡大に寄与した被害者の右事情を斟酌することができる」